

【問い合わせ先一覧】

主な債権の種類など		問い合わせ先
強制徴収公債権	市自らが、差し押さえなどの強制徴収ができる	市税・国民健康保険税 税務課収税班 (☎62-5322)
		後期高齢者医療保険料 保険年金課高齢者医療年金班 (☎62-5882)
		保育料 子育て支援課保育班 (☎62-5313)
		介護保険料 高齢者福祉課介護保険班 (☎62-5308)
		公共下水道受益者負担金・公共下水道使用料 上下水道課経営業務班 (☎62-5357) 旭市上下水道お客様センター (☎63-8881)
非強制徴収公債権	裁判所に申し立てをすれば、差し押さえなどの強制執行ができる	上下水道課経営業務班 (☎62-5357) 旭市上下水道お客様センター (☎63-8881)
		水道料金
		市営住宅・雇用促進住宅・駐車場使用料 都市整備課建築住宅班 (☎62-5895)
		学校給食費 旭市第一学校給食センター (☎62-0366) 旭市第二学校給食センター (☎55-2246)
私債権		放課後児童クラブ受託料 教育総務課指導班 (☎85-8634)
	借金の返済に関する相談	旭市消費生活センター (☎62-8019) ※午前9時～午後4時

# 納付は期限内に

市税・保険料・使用料など

市が実施しているさまざまな行政サービスは、皆さんの納付の積み重ねによって成り立っています。やむを得ない事情で納付に困った場合は担当課に相談しましょう。

納期限内に納付しましょう

市税や保険料など市への納付金は、納期限内での自主納付が原則です。督促状発送日から10日を経過しても納付がない場合は、差し押さえなど滞納処分の対象になります。「住宅ローンがあるから払えない」「車のローンがあるから払えない」などは、決して滞納の理由になりませんし、納付義務を免れるものでもありません。

納付は口座振替で

市では口座振替による納付を原則化しています。市税、保険料、各種使用料などを納付書で納めている人は、便利で納め忘れない口座振替に切り替えましょう。

納付に困ったときは相談を

病気や失業、災害、生活困窮などのやむを得ない事情で、納期限内の納付が困難になった場合は、納付計画などの相談に応じています。早めに担当課に相談してください。借金の返済などで困っている人は、旭市消費生活センターに相談してください。

もしものときに対応できるように

## 緊急通報装置を貸し出しています

緊急通報装置は、高齢者が急病などの緊急時に、ボタンひとつで相談センターに通報が入る装置です。24時間いつでもつながり、状況に応じてセンターから救急車の要請や、緊急連絡先の協力員に連絡します。看護師などが常駐しているので、健康相談なども受けられます。

対象／65歳以上の1人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯

※働いている人や、別棟や隣家に身内が居住している場合は対象外です。申し込みには、緊急時に駆け付ける人の事前登録が必要です。

費用／1か月当たり上限2,915円

※所得税非課税の人は無料。所得に応じて一部負担あり。

申し込み・問い合わせ先

高齢者福祉課高齢者班 (☎62-5350)

通報の流れ

